

第9章 日暮里・舎人ライナー軌道等保守工事編

第1節 一般事項

9.1.1	適用範囲	本章は、当局が施行する日暮里・舎人ライナーの軌道等保守工事に適用する。
9.1.2	関連規程	用語の意味、その他日暮里・舎人ライナーの軌道等保守工事上の注意事項は、この仕様書に示したもののほか下記によるものとする。 (1) 東京都日暮里・舎人線運転取扱心得 (平成20年3月30日付19交電車第1705号) (2) 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル (平成20年1月19日付19交建工第1272号) (3) 東京都日暮里・舎人線事故災害取扱要領 (平成20年3月25日付19交電車第1717号) (4) 東京都日暮里・舎人線保守用車使用要領 (平成20年3月30日付19交電車第1725号)
9.1.3	関係先との協議	請負者は、工事に先立ち道路管理者、交通管理者その他関係先と打ち合わせを行い、工事に支障を及ぼさないようにしなければならない。
9.1.4	沿線住民への対応	請負者は、必要に応じて沿線住民に工事のPRを行わなければならない。
9.1.5	作業時間	線路内の作業時間は、き電停止確認後からき電開始20分前までとし、後片付けまで終了し、線路から退出しなければならない。ただし、監督員の指示がある場合は、これに従わなければならない。
9.1.6	作業終了時の確認	作業終了時の確認は、「1.4.7 営業線に係わる安全管理」の(3)によるものとする。
9.1.7	事故防止	請負者は、営業時間内において、建築限界内又は建築限界に接近した位置で作業をする場合は、電車警戒員を配置して電車の安全運行及び作業員の安全確保を図らなければならない。
9.1.8	既設物の損傷	「7.1.7 既設物の損傷」によるものとする。

<p>9.1.9 電力及び用水設備 の使用</p>	<p>請負者が工事に必要な当局既設の電力及び用水設備を使用する場合は、無償とする。</p> <p>なお、使用する設備については、監督員の確認を受けなければならない。</p>
	<p>第2節 材料の取扱い及び運搬</p>
<p>9.2.1 一般事項</p>	<p>「7.2.1 一般事項」によるものとする。</p>
<p>9.2.2 その他</p>	<p>請負者は、工事材料の積込み又は取卸しを行う際には、損傷を与えないように注意しなければならない。</p>
	<p>第3節 工 事</p>
<p>9.3.1 一般事項</p>	<p>(1) 請負者は、軌道の整備作業を行った場合は、作業前後の測定結果を提出しなければならない。</p> <p>その報告様式は、整備マニュアルに記載された様式とする。</p> <p>(2) 請負者は、当局機器の一時使用に当たって事前に監督員と打合せを行い、必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>(3) 当局が提供する一時使用機器は、次に定めるものとする。</p> <p>ア 保守用車 イ 線路測定車 ウ 建築限界測定車</p> <p>(4) 保守用車等の運転は、別に定める「保線作業等認定要領」によらなければならない。</p>
<p>9.3.2 保守用車</p>	<p>(1) 請負者は、当局の「保線作業等認定要領」に基づき講習を受講し、認定された後、当局所有の保守用車を監督員の指示に基づき運転することができる。</p> <p>(2) 保守用車の運転に伴う事前点検及び準備は、請負者が監督員の指示に基づいて行う。</p> <p>(3) 保守用車を運転する際には、必要に応じて助手を同乗させること。</p>
<p>9.3.3 工 事</p>	<p>(1) 工事の整備基準値は、「東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル」により実施すること。</p> <p>(2) 工事施工中に軌道施設、構築物、その他施設等に異状を発見したとき</p>

は、速やかに当局職員に報告し、その指示に従い応急措置を講じ、復旧に努めなければならない。